

ハッ場ダムモニタリング委員会規則

(趣旨)

第1条 本規則は、ハッ場ダム建設事業に係る施設において実施する、モニタリング調査計画の作成又は変更及び調査結果の分析・評価について、事務所長に対して意見を述べ、周辺環境への影響を適切にモニタリングしていくために必要となる助言を得るための組織、委員、会議、庶務に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、関東地方整備局ハッ場ダム工事事務所長（以下、「事務所長」という。）の委嘱に基づき、以下の事務を行う。

- 一 関東地方整備局ハッ場ダム工事事務所（以下、「事務所」という。）が作成したモニタリング調査計画及び調査結果の報告書の提出を受け、分析結果等の報告を受けること。
- 二 事務所が作成した報告書に記載の分析結果等に対し意見がある場合には、事務所長に対し助言を行うこと。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、別紙1「ハッ場ダムモニタリング委員会名簿」で組織し、組織された委員について、事務所長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、原則1年とする。なお、委員は再任されることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 委員長に事故等があり、委員会に参加できないときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、議事方法を定めた「ハッ場ダムモニタリング委員会運営要領」を決定する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、事務所において処理する。

(附則)

第6条 この規則は、令和元年9月4日から施行する。

別紙 1

ハッ場ダムモニタリング委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

	氏 名	所 属
委 員	浅枝 隆	埼玉大学 名誉教授
	浅川 千佳夫	猛禽類研究者
	石川 真一	群馬大学社会情報学部 教授
	小池 啓一	群馬大学 名誉教授
	清水 義彦	群馬大学大学院理工学府 教授
	田中 宏明	京都大学大学院工学研究科 教授
	夏目 道生	群馬県自然環境調査研究会
	林 不二雄	元高崎経済大学 講師